



国民年金だより ～年金生活者支援給付金制度について～

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額と年金以外の所得金額の合計金額が一定基準額以下である年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

●支給要件と給付額

それぞれの要件全てを満たす方が対象になります。

	支給要件	給付額（月額）
老齢年金生活者支援給付金	①65歳以上で、老齢基礎年金を受給されている方 ②世帯全員の町民税が非課税となっている方 ③前年の年金収入金額と年金以外の所得金額の合計金額（以下「前年合計金額」という。）が次の範囲である方 ・昭和31年4月2日以後生まれの方：789,300円以下 ・昭和31年4月1日以前生まれの方：787,700円以下	保険料納付済期間等に応じた次の①と②の合計額 ①保険料納付済期間に基づく額 $5,450円 \times 保険料納付済期間 \div 480月$ ②保険料免除期間に基づく額 $11,551円 \times 保険料免除期間 \div 480月$
補足的老齢年金生活者支援給付金	①65歳以上で、老齢基礎年金を受給されている方 ②世帯全員の町民税が非課税となっている方 ③前年合計金額が次の範囲である方 ・昭和31年4月2日以後生まれの方 789,301円～889,300円 ・昭和31年4月1日以前生まれの方 787,701円～887,700円	$5,450円 \times 保険料納付済期間 \div 480月 \times 調整支給率$ ※調整支給率の計算方法 ・昭和31年4月2日以後生まれの方 $(889,300円 - 前年合計金額) \div 100,000円$ ・昭和31年4月1日以前生まれの方 $(887,700円 - 前年合計金額) \div 100,000円$
障害年金生活者支援給付金	①障害基礎年金を受給している方 ②前年の所得金額が4,721,000円＋扶養親族の数×380,000円以下の方	障害等級1級の方：6,813円 障害等級2級の方：5,450円
遺族年金生活者支援給付金	①遺族基礎年金を受給している方 ②前年の所得金額が4,721,000円＋扶養親族の数×380,000万円以下の方	5,450円 ※2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,450円を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。

●請求手続の流れ

すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続は原則不要です。

新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる方には、令和7年9月以降、順次、日本年金機構から年金生活者支援給付金請求書（簡易なはがき型の請求書）が送付されます。

①請求書に氏名など必要事項を記入し、旭川年金事務所又は役場住民課に提出してください。

※これから基礎年金を請求する方は、誕生日の前日以降に基礎年金の請求書と一緒に提出してください。

②審査結果の通知が、日本年金機構から送付されます。

③支給決定の場合は、支払月の上旬に振込通知書が送付されます。

④振込通知書に記載のある給付額が、年金に上乗せされて支給されますのでご確認ください。

【ご注意ください！】

原則、請求した月の翌月分から支給の対象となります。すみやかな請求手続をお願いします。

◆お問い合わせ先

・給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092

（050から始まる電話でおかけになる場合は、☎03-5539-2216）

・日本年金機構旭川年金事務所 ☎0166-25-5606

※基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書、基礎年金番号通知書など）をご用意ください。